

## 第1号案件

大和都市計画生産緑地地区の変更について  
(諮問:生駒市決定)

# 今回の大和都市計画生産緑地地区の変更内容

変更内容	件数	地区番号
生産緑地地区の指定を削除するもの	1件	106の一部
生産緑地地区の面積を訂正するもの	7件	18の一部 77 78 79 80の一部 102の一部 156の一部

# 生産緑地地区の指定を削除するものについて

## ○変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限が解除された農地等を生産緑地地区から削除することについて、都市計画の変更を行うものである。

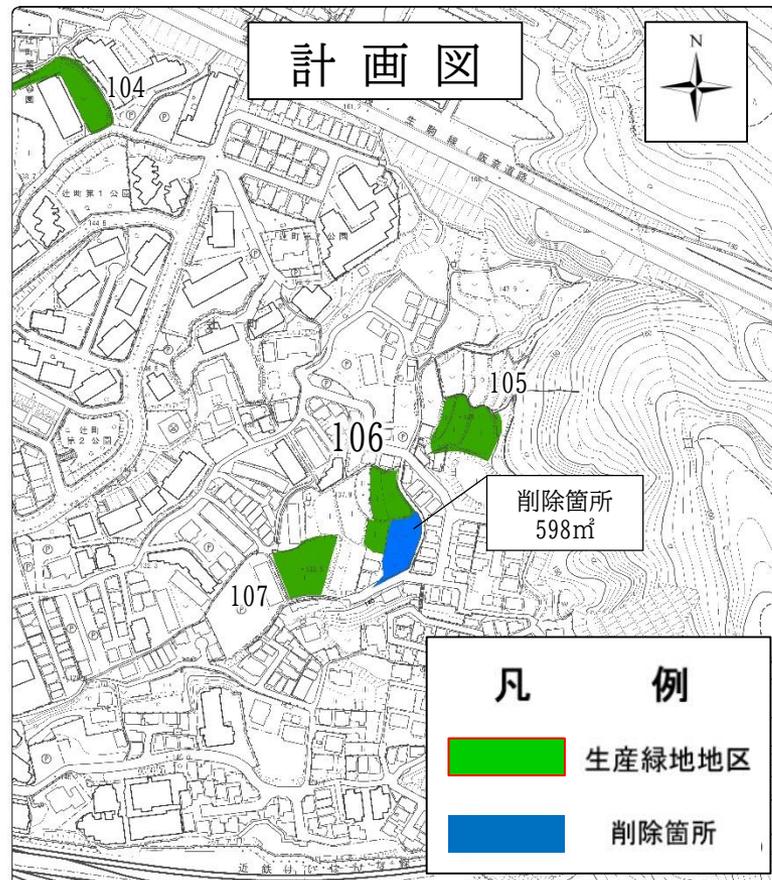
## ○変更内容

内 容	件数	地区番号
生産緑地法第10条の規定による買取り申出の結果、同法第14条の規定に基づき行為制限が解除されたもの	1件	106の一部

# 位置及び変更内容



地区 . . . 辻町地内  
位置 . . . 東生駒駅北約300m



変更経緯

令和 2年 4月28日 生産緑地買取り申出  
(主たる従事者の死亡)

令和 2年 5月25日 買い取らない旨の通知

令和 2年 5月26日 農業委員会、JAへの斡旋

令和 2年 7月28日 生産緑地法第7条から第9条解除

○買取り申出により削除するもの

地区番号	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	小計(m <sup>2</sup> )
106の一部	辻町699番	489	598
	辻町700番	109	

# 生産緑地地区の面積を訂正するものについて

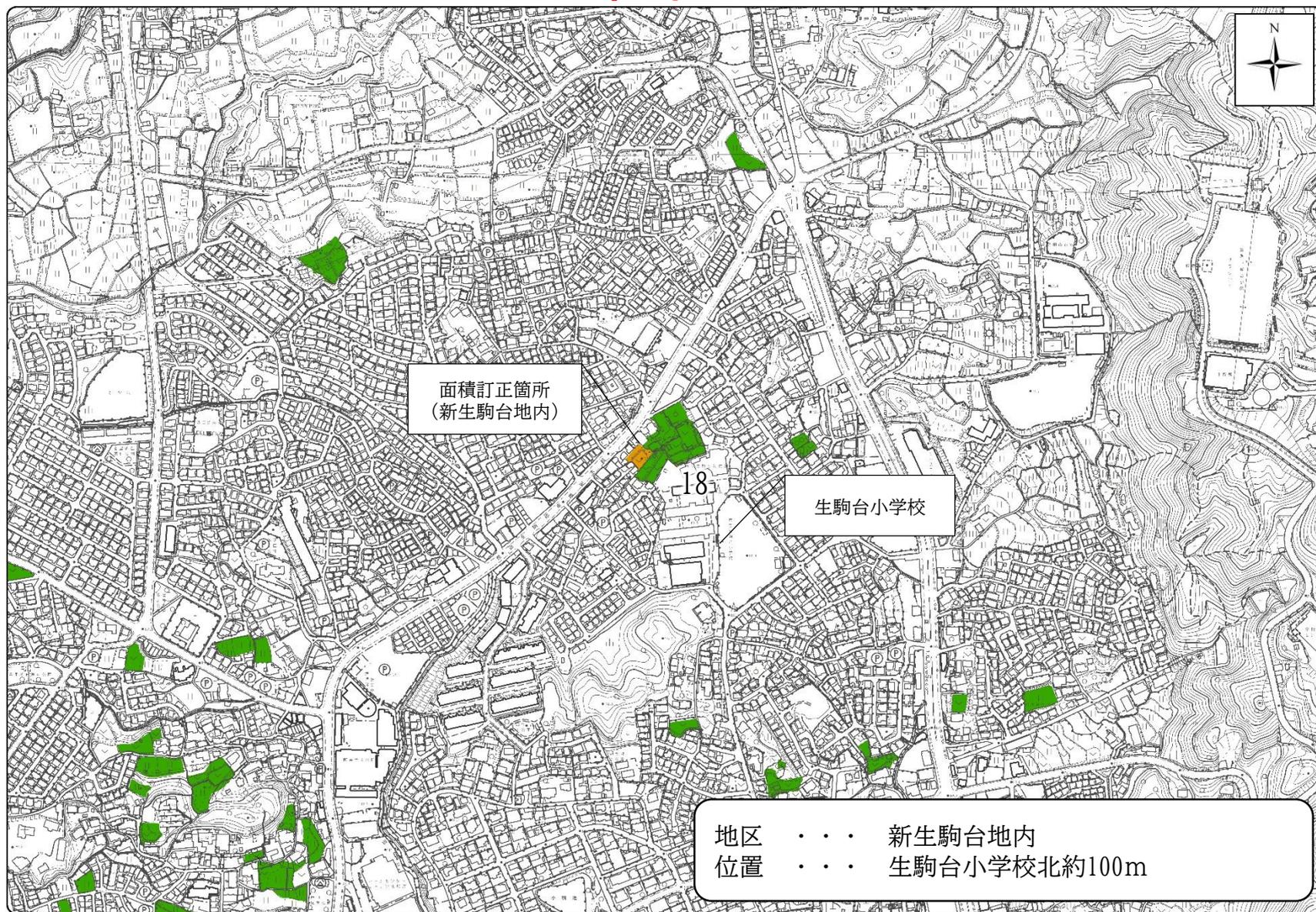
## ○変更理由

市街化区域内の農地等について、地積更正等により生産緑地の面積が訂正されたことにより、生産緑地地区の農地の指定面積を錯誤訂正することについて、都市計画の変更を行うものである。

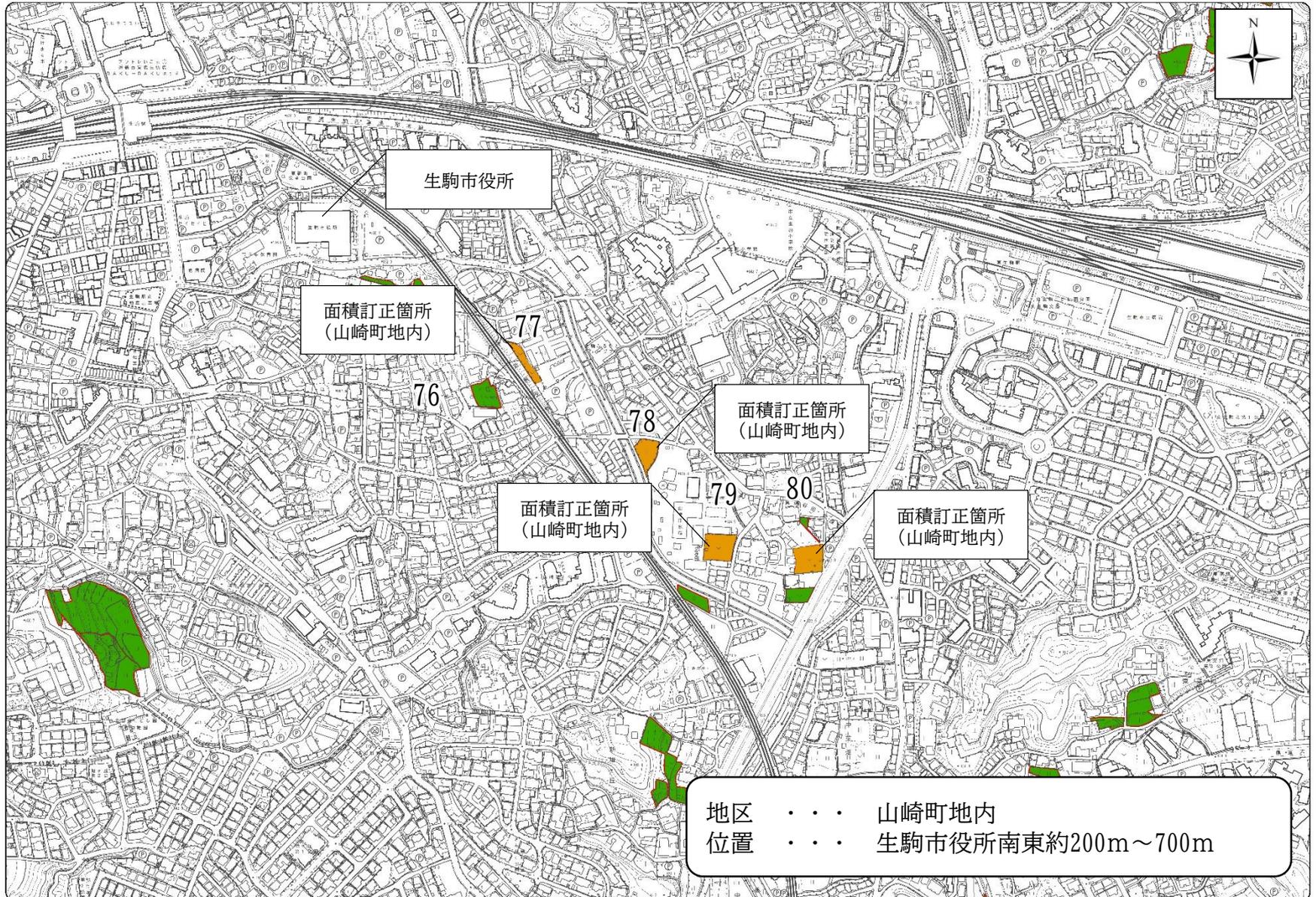
## ○変更内容

内 容	件数	地区番号
生産緑地地区の指定面積を錯誤訂正するもの	7件	18の一部 77 78 79 80の一部 102の一部 156の一部

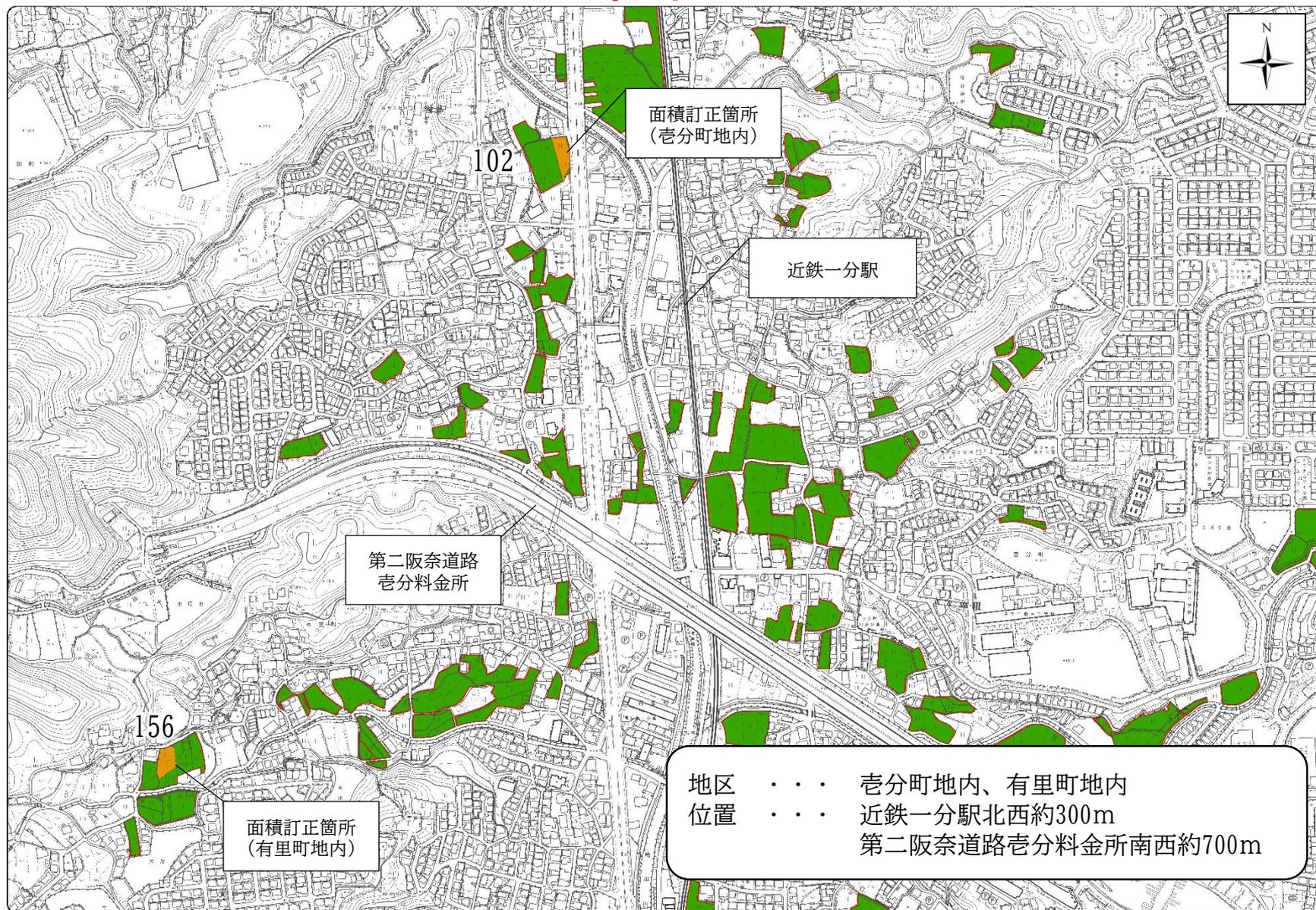
# 位置



# 位置



# 位置



面積訂正箇所  
(壹分町地内)

102

近鉄一分駅

第二阪奈道路  
壹分料金所

156

面積訂正箇所  
(有里町地内)

地区 . . . 壹分町地内、有里町地内  
位置 . . . 近鉄一分駅北西約300m  
第二阪奈道路壹分料金所南西約700m

○生産緑地地区の面積を訂正するもの

地区番号	所在地	面積(m <sup>2</sup> )		訂正面積 (m <sup>2</sup> )
		訂正前	訂正後	
18の一部	新生駒台66番	618	1,079	461
77	山崎町361番1	260	232	-28
	山崎町366番1	260	247	-13
78	山崎町424番1	742	732	-10
79	山崎町442番1	1,256	1,209	-47
80の一部	山崎町463番	555	539	-16
	山崎町464番	614	608	-6
102の一部	壱分町1155番1	763	720	-43
156の一部	有里町369番1	892	946	54
小計				352

※地区番号77については、今回の面積訂正により面積要件を下回るため、隣接街区に存する地区番号76と一団の農地とする。

## 生産緑地地区 増減集計表

内容	地区番号	面積(m <sup>2</sup> )	地区数
生産緑地地区の指定を削除するもの	106の一部	-598	±0ヶ所
生産緑地地区の面積を訂正するもの	18の一部 77 78 79 80の一部 102の一部 156の一部	352	-1ヶ所
計		-246	-1ヶ所

# 生産緑地地区 新旧対照表

面積	地区数
<約39.00ha>	<247ヶ所>
約38.98ha	246ヶ所
(-約0.02ha)	(-1ヶ所)

< >内数字は変更前  
( )内数字は増減数

# 生産緑地地区の変更に係る縦覧結果について

告示日	令和2年10月12日(月)
告示番号	生駒市告示第187号
縦覧期間	令和2年10月12日(月)から 令和2年10月26日(月)まで
変更に係る都市計画 を定める土地の区域	辻町の一部 新生駒台の一部 山崎町の一部 壱分町の一部 有里町の一部
縦覧者数 (都市計画課窓口)	なし
意見書の提出	なし